

役員の報酬に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 水と緑の地球と（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に
もとづき、理事、および、監事（以下、役員という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規則は、役員に適用する。

(対象業務)

第3条 役員報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席、および、役員の権能に係る業務の
執行に関するものとする。

(報酬)

第4条 役員に対して各年度の総額が20万円を超えない範囲で、以下の支給基準に従って報酬として支
給することができる。

1)役員会議出席 一回につき 報酬 8,252円

(但し、監事に税理士又は会計士がいる場合、その者のみ、8,909円)

2)役員会議出席 一回につき 交通費2,000円

2 監事が会計監査をする場合、監査1回につき 謝礼 32,400円を支払う。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は現金で支払う。

(施行)

第6条 この規則は、2017年4月1日より施行する。

評議員の報酬に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 水と緑の地球と（以下「法人」という。）の定款第8条の規定にもとづき、評議員の報酬に関する事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規則は、評議員に適用する。

(対象業務)

第3条 評議員報酬の対象となる業務は、評議員会等の機関会議への出席、および、評議員の権能に係る業務の執行に関するものとする。

(報酬)

第4条 評議員に対して各年度の総額が20万円を超えない範囲で、以下の支給基準に従って報酬として支給することができる。

- 1)評議員会議出席 一回につき 報酬 8,252円
- 2)評議員会議出席 一回につき 交通費2,000円

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は現金で支払う。

(施行)

第6条 この規則は、2017年4月1日より施行する。